

米子市広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）修正案 新旧対照表 （令和4年度改正） ※ 軽易な文言修正等は省略

項 目	修 正 案	修 正 前
P. 1 第1章 総則 第1節 計画の目的	<p>この計画は、島根原子力発電所において緊急事態（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定する特定事象、原子力緊急事態宣言の発出）等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p><u>避難は健康状態への影響が大きいことから、事前の計画と避難手段の確保など十分な準備を行う。この際、国際的な放射線防護の科学的な考え方に基づき、住民の放射線による重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するとともに、確率的影響のリスクを低減するようを行う。</u></p>	<p>この計画は、島根原子力発電所において緊急事態（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定する特定事象、原子力緊急事態宣言の発出）等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p>
P. 4 第2章 避難の考え方 第1節 地域の特性 2 地域見積	<p>（1）地形</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南北方向については、中国山地により規制されており、移動は主要道路（鳥取自動車道、米子自動車道、国道313号、国道181号）に限られる。 ・東西方向については、中国山地からの稜線が発達し、地域が東部、中部、西部の3つに区分され、移動は主要道路（国道9号、山陰自動車道）に限られる。 ・弓ヶ浜半島は鳥取県西端部から北西に向かって縦長に伸びた全長約17km、幅約4kmで、全体的に標高が低くなだらかで、沿岸部は津波等の影響を受けるおそれがある。 <p><u>・国道431号と県道47号米子境港線を接続する道路の建設がすすめられ、避難の融通性が向上している。</u></p>	<p>（1）地形</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南北方向については、中国山地により規制されており、移動は主要道路（鳥取自動車道、米子自動車道、国道313号、国道181号）に限られる。 ・東西方向については、中国山地からの稜線が発達し、地域が東部、中部、西部の3つに区分され、移動は主要道路（国道9号、山陰自動車道）に限られる。 ・弓ヶ浜半島は鳥取県西端部から北西に向かって縦長に伸びた全長約17km、幅約4kmで、全体的に標高が低くなだらかで、沿岸部は津波等の影響を受けるおそれがある。
P. 12 第2章 避難の考え方 第4節 事故の推移	<p><u>4 屋内退避</u></p> <p><u>（基本方針）</u></p> <p><u>全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階においてUPZ内の住民は屋内退避を開始する。</u></p> <p><u>市は、施設敷地緊急事態発生時には、今後の事態の進展により屋内退避を行う可能性がある旨をUPZ内の住民等に伝え、屋内退避に必要な準備を促すものとする。</u></p> <p><u>市は、全面緊急事態に至った場合、屋内退避中の住民に対し、安全確保のため、防災行政無線、あんしんトリピーメール、ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ等により必要な情報提供を行うものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>万が一、放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で活動すると被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。</u> <u>(屋内退避時における物資の供給体制)</u></p> <p><u>屋内退避の際に物資の備蓄がない場合には、協定を締結した事業者の物資、中国電力の備蓄、国による調達物資等を自衛隊等の実動組織の支援を得て供給するほか、県や関係機関と連携して必要な情報を継続的に提供するものとする。</u></p> <p><u>なお、屋内退避中に物資の枯渇等によりその継続が困難となった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、その区域における放射線量等を考慮しつつ、近隣の、安全が確保できる場所や、あらかじめ定められている避難先へ速やかに移動し避難することとする。</u></p>	
<p>P. 17</p> <p>第2章 避難の考え方</p> <p>第6節 避難の概要</p>	<p><u>2 避難オペレーション</u></p> <p><u>避難は、鳥取①の区域から開始し、順次5時間おきに、鳥取②、鳥取③、鳥取④の各区域の避難を開始することを基本とする。避難は、道路監視カメラや信号機遠隔制御等により円滑な実施を確保する。次の区域の避難の開始については、道路監視カメラ等により、避難中の道路状況等が避難実施に支障がないこと等を確認の上、前倒しすることで避難の円滑化を図る。</u></p> <p><u>避難開始時間の前倒しを行う場合は、全体避難に影響を及ぼすことがないよう、現地の交通規制を含めて、警察や道路管理者等の関係機関とも連携し、慎重に判断する。</u></p> <p><u>また、監視カメラにより車両事故等が発見された場合は、速やかに交通障害を排除し、円滑な非難を確保する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>P. 22</p> <p>第2章 避難の考え方</p> <p>第6節 避難の概要</p> <p>5 避難手段</p>	<p>(2) 陸路</p> <p>ウ 福祉車両</p> <p><u>避難行動要支援者等の避難に使用する。UPZ内の車両を基本とするが、必要に応じ、県内UPZ外の車両、さらには県外の車両を確保する。</u></p> <p><u>なお、輸送力に余裕を持たせるため、中国電力が、米子市、境港市内に福祉車両5台を配備し、あらかじめ県と定める要請手順に基づき運用する。</u></p>	<p>(2) 陸路</p> <p>ウ 福祉車両 <u>(公共交通)</u></p> <p>避難行動要支援者等の避難に使用する。</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
P. 31 第3章 避難等の実施 第3節 防護措置の種類	<p><u>甲状腺被ばく線量モニタリング</u></p> <p><u>・放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために実施する。</u></p>	(新設)
P. 39 第3章 避難等の実施 第5節 避難段階 7 避難行動要支援者等の避難	<p>施設敷地緊急事態発生時のPAZの避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえ、UPZの避難行動要支援者等の避難準備を早期に開始する。</p> <p><u>避難行動要支援者等の避難については、避難による身体的負担が大きいことを考慮し、避難先及び避難手段の確保が完了してから行うことを基本とする。</u></p> <p>なお、50kmを超える避難が避難行動要支援者等の過重な負担となることがあるため、健康状態を悪化させないように配慮する。このため、ストレッチャーを必要とする者については、放射線防護対策施設への避難や、場合によっては30～50km圏内にある施設の利用を検討する（一時避難所）。</p>	<p>施設敷地緊急事態発生時のPAZの避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえ、UPZの避難行動要支援者等の避難準備を早期に開始する。</p> <p>なお、50kmを超える避難が避難行動要支援者等の過重な負担となることがあるため、健康状態を悪化させないように配慮する。このため、ストレッチャーを必要とする者については、放射線防護対策施設への避難や、場合によっては30～50km圏内にある施設の利用を検討する（一時避難所）。</p>
P. 33 第3章 避難等の実施 第5節 避難段階 12 新型コロナウイルス感染症下における避難	<p>(1) 方針</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、県及び市は原子力災害対策本部の決定事項、下記「(10) 参考」の欄に記載のガイドライン等を踏まえ、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p><u>この際、県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と福祉保健担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努</u></p>	<p>(1) 方針</p> <p><u>感染症流行下の場合、県及び市は原子力災害対策本部の決定事項、下記「(10) 参考」の欄に記載のガイドライン等を踏まえ、避難や屋内退避等の防護措置と感染症対策を可能な限り両立させ、市民の生命及び健康を守ることを最優先とし、感染症拡大防止対策を十分に考慮した上で防護措置に万全を期す。</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>めるものとする。</u></p> <p><u>在宅療養者の避難先は、宿泊療養施設のほか、通常の広域避難所の個室等に分離して避難する等の対応を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、濃厚接触者及び感染の疑いのある者については、一般者とは隔離して避難し、避難所については区画を分けるようにする。</u></p>	
<p>P. 51</p> <p>第4章 避難の支援等</p> <p>第2節 原子力災害医療等の提供及び保健衛生</p>	<p><u>5 甲状腺被ばく線量モニタリング</u></p> <p><u>県は、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために原子力災害医療協力機関等の協力を得て、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>P. 53</p> <p>第4章 避難の支援等</p> <p>第3節 原子力災害医療等の提供及び保健衛生</p> <p>2 物資等の供給</p>	<p>(物資及び資材)</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットコンロ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ</u>、ゴミ袋、生理用品、紙おむつ、おしり拭き、哺乳瓶、<u>マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資</u>等</p>	<p>(物資及び資材)</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットコンロ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、仮設トイレ、ゴミ袋、生理用品、紙おむつ、おしり拭き、哺乳瓶等</p>